

1 機構、目標、事務分掌

経 過

昭和39年	4月	商工課に労政係を設置
昭和47年	4月	長野県松本勤労者福祉センターが開設され、松本市が管理・運営を受託したことを契機として労政課が発足 松本市働く婦人の家開設
昭和47年	7月	松本市勤労者互助会設立 (平成2年5月松本市勤労者共済会に名称変更)
昭和48年	5月	松本市勤労青少年ホーム開設
昭和60年	12月	松本市勤労会館開設
平成7年	7月	ファミリーサポートセンター開設
平成10年	2月	労働相談コーナー設置(高齢者職業相談室併設)
平成11年	3月	長野県松本勤労者福祉センターにエレベーター設置
平成11年	4月	機構改革により、勤労青少年ホーム(現在の青少年ホーム)は松南地区公民館へ、働く婦人の家(現在の松本市ジェンダー平等センター)はMウィングへ、ファミリーサポートセンター事業は児童福祉課(現在のこども育成課)へ移管となる。
平成13年	4月	機構改革により経済部となる。
平成14年	4月	勤労者心の健康相談室開設
平成15年	4月	適職発見探索ルーム開設
平成17年	4月	松本市勤労者共済会を法人化し、財団法人松本市勤労者共済会を設立
平成18年	4月	機構改革により商工観光部となる。
平成20年	8月	平成24年度に長野技能五輪全国大会が松本市を主会場として開催することが決定。労政課が主管課となる。
平成21年	7月	労働相談コーナーを「職業・労働相談室」と改め、2階へ設置
平成24年	4月	適職発見探索ルームを若者職業なんでも相談に名称変更
平成24年	10月	第50回技能五輪全国大会が松本市と諏訪市で開催される。
平成25年	4月	財団法人松本市勤労者共済会が一般財団法人へ移行
平成25年	7月	松本市ものづくり人材育成連絡会設立
平成28年	3月	長野県松本勤労者福祉センターの耐震改修工事を実施
平成29年	4月	健康産業・企業立地課より、健康経営に関する業務が移管される。
平成30年	3月	長野県松本勤労者福祉センターの大規模改修工事を実施
平成30年	4月	長野県松本勤労者福祉センターが長野県から松本市に移管となり、「松本市勤労者福祉センター」に改称
平成31年	4月	生涯現役促進地域連携事業開始
令和3年	4月	機構改革により産業振興部となる。
令和4年	3月	生涯現役促進地域連携事業終了
令和4年	11月	就職氷河期世代支援事業開始
令和5年	4月	女性活躍推進事業開始

機 構

市長 — 副市長 — 産業振興部長 — 労政課長

└─ 労政担当係長（２名）

└─ 労 政 担 当（８名）

労働行政の目標

新型コロナウイルスが感染症法上の５類に移行されて１年が経過し、行動制限などが行われなくなって以降、国内経済は緩やかに回復しています。

一方で、国内総生産（ＧＤＰ）の半分以上を占める個人消費については、賃金の伸びが物価上昇に追いついていない状況があります。

先行きについては、実に３３年ぶりに５％を超えた春闘の賃上げなど、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかな回復が続くことが期待されています。

このような中、松本公共職業安定所管内における令和６年３月の有効求人倍率は１．４０倍で、前年同月比で０．２５ポイント下回る結果となりました。

コロナ禍の影響や雇用のミスマッチ（求人側が求める職業能力や職業意識、経験、年齢等といった条件と、求職者側の希望するこれらの条件が合わない）といった実情はありますが、企業側の体制も徐々に改善が進んでいます。

法改正の面では、平成３０年７月に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が令和元年度から順次施行されており、法改正の要点となっている「時間外労働の上限規制」も、令和２年度から中小企業にも適用されました。

併せて、「雇用形態に関わらない公正な待遇の確保」として、「パートタイム労働法」、「労働契約法」、「労働者派遣法」の改正も行われたことで、どのような雇用形態を選択しても待遇に納得して働き続けることができることを目指すものとしています。

企業にとっては、既存の就業規則の見直しや、雇用形態の見直しが必要であり、これらの法改正に適正に対応できるよう、関係機関と連携して周知に努めています。

このような情勢を踏まえ、市の労働行政では、現在積極的に推進している「健康経営」の普及など、一連の雇用環境を注視し、時代に即した施策を打ち出していくことが必要と考えます。

また、引き続き、働きたいという意欲のある者の誰もが、自分の希望する時期まで働き続けることができる社会が構築できるよう、次の項目を目標に、雇用対策、健全な労使関係の確立、勤労者福祉の向上、男女の雇用均等化、多文化共生、労働関係法令の周知等を図り、各種関係機関と連携して積極的な労働行政を推進していきます。

- ① 女性や高齢者、外国人、障害者を含む雇用の安定
- ② 男女を問わず仕事と家庭の両立可能な就業環境づくり
- ③ 技術・技能・ものづくり尊重気運の醸成と若年技能者の発掘育成
- ④ 労働条件の改善や格差縮小による安心して働き生活できる環境の確立
- ⑤ 就業・労働環境・メンタルヘルス等に関する相談事業の充実
- ⑥ 中小企業における福利厚生の実施、健康経営の普及促進
- ⑦ 雇用対策と働き方改革の推進

事務分掌

- 雇用・労使に関すること。
- 職業・労働相談、心の健康相談、労働教育に関すること。
- 勤労者資金融資及び勤労者福祉事業の支援に関すること。
- (一財)松本市勤労者共済会の育成に関すること。
- 中小企業の雇用対策及び退職金制度拡充に関すること。
- 健康経営の普及促進に関すること。
- ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）の推進に関すること。
- 高年齢者・障害者・女性・不安定労働者の雇用対策に関すること。
- 技能五輪全国大会と人材育成に係ること。
- 公的労働関係機関、及び労働団体等との連絡調整に関すること。
- 松本市勤労者福祉センター及び松本市勤労会館の管理運営に関すること。

2 一般会計予算と労働関係予算

年 度	一般会計当初予算(A) (千円)	労働関係予算(B) (千円)	割合(B)/(A) (%)
令和 2	89,510,000	152,060	0.17
令和 3	101,160,000	145,620	0.14
令和 4	103,389,000	137,040	0.13
令和 5	102,100,000	147,860	0.14
令和 6	101,290,000	129,500	0.13

3 市内の勤労者

(1) 事業所数及び従業者数

	事業所数(所)	従業者数(人)
全 国	5,976,916	62,427,908
長 野 県	109,034	1,018,060
松 本 市	13,408	131,549

資料：令和3年経済センサス活動調査

(2) 労働力人口等

項 目 名		松 本 市 (県内順位)	長 野 県
労働力人口	人数 (人)	122,895 (2位)	1,069,616
	割合 (%)	59.7 (51位)	60.6
就 業 者	人数 (人)	118,889 (2位)	1,034,281
	率 (%)	57.8 (53位)	58.6
完全失業者	人数 (人)	4,006 (2位)	35,335
	率 (%)	3.26 (26位)	3.30
女性就業者	人数 (人)	53,922 (2位)	469,405
	率 (%)	51.0 (45位)	51.5
高齢就業者	人数 (人)	19,551 (2位)	197,928
	率 (%)	29.3 (63位)	30.6

資料：令和2年国勢調査

《参考》

- ・労働力人口：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの
- ・就 業 者：「従業員」と「休業者」を合わせたもの
- ・完全失業者：次の3つの条件を満たすもの
 - ①就業者ではない
 - ②仕事があればすぐ就くことができる
 - ③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた

(3) 最低賃金

正規、非正規、派遣、パート、臨時などの雇用形態にかかわらず、長野県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます（派遣労働者の場合には派遣先の最低賃金を適用）。

種 別	時間額	発効日	適 用 業 種 等	適用除外業種
長 野 県 地 域 別 最低賃金	948 円	R5.10.1	特定（産業別）最低賃金が適用されないすべての労働者に適用 （産業別最低賃金の該当業種であっても、18歳未満又は65歳以上の者、雇用後6カ月未満で技能習得中の者、清掃等の軽作業、熟練を要しない作業等の場合には、産業別最低賃金の適用が除外され、地域別最低賃金が適用される。）	
長 野 県 特 定 （産業別） 最低賃金	983 円	R5.12.24	計量器・測定器・分析機器・試験機・医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	測量機械器具製造業、理化学機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
	994 円	R5.12.20	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業	ボイラ・原動機製造業、建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業（毛糸手編機械製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
	950 円	R5.12.31	各種商品小売業	
	948 円	R5.10.1	印刷、製版業	

資料：厚生労働省長野労働局

(4) 有効求人倍率の推移（各年度3月数値）

年 度	全 国	長 野 県	松本職安管内
令和2	1.10	1.25	1.21
令和3	1.22	1.45	1.50
令和4	1.32	1.51	1.65
令和5	1.28	1.37	1.40

資料：厚生労働省長野労働局松本公共職業安定所

(5) 障害者法定雇用率

機 関 等		法定雇用率（R6.4.1改正）
民間企業	一般の民間企業	2.5%
	特殊法人等	2.8%
国・地方公共団体等		2.8%
都道府県等の教育委員会		2.7%

資料：長野県産業労働部労働雇用課

(6) 障害者法定雇用率が適用される民間企業の企業規模別雇用状況（長野県内）

（ ）内は前年

企業規模 (人)	企 業 数	常用労働者 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	達成企業割合 (%)
50 以上 100 未満	937 (957)	60,358.5 (61,484.5)	1,491.0 (1,441.5)	2.47 (2.34)	61.8 (58.8)
100 以上 300 未満	615 (612)	97,047.0 (96,442.0)	2,369.0 (2,242.5)	2.44 (2.33)	63.9 (58.0)
300 以上 500 未満	97 (101)	35,941.5 (37,053.5)	834.5 (827.5)	2.32 (2.23)	56.7 (53.5)
500 以上 1,000 未満	73 (75)	48,300.5 (49,929.5)	1,119.0 (1,133.0)	2.32 (2.27)	63.0 (57.3)
1,000 以上	29 (27)	75,611.5 (71,685.0)	1,848.5 (1,706.5)	2.44 (2.38)	62.1 (51.9)
合 計	1,751 (1,772)	317,259.0 (316,594.5)	7,662.0 (7,351.0)	2.42 (2.32)	62.3 (58.1)

資料：厚生労働省長野労働局 障害者雇用状況報告（令和5年6月1日現在）